

## 給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日:令和6年2月21日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
第 444 号	東部設備 有限会社	千葉県緑区古市場町 474番地154	松浦 洋雄	東部設備 有限会社	千葉県緑区古市場町 474番地154	令和5年12月25日